平成２７年（フ）第７５０号
千葉県佐倉市中志津５丁目13番13号
債務者　原　　恵子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５５号
福岡県三井郡大刀洗町大字冨多1272番地６、前住所福岡市早良区重留４丁目11番24号
債務者　碇　　博幸
1　決定年月日時　平成27年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１６８号
（前住所）福岡県小郡市小郡723番地１
債務者　斎藤　由美
1　決定年月日時　平成27年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１７１号
福岡県久留米市青峰３丁目３番１―15号
債務者　小松　伸広
1　決定年月日時　平成27年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第７１号
北海道小樽市入船４丁目30番４号　ルポール入船壱番館103、前住所北海道小樽市奥沢３丁目２番20号
債務者　石谷　幸子（旧姓松崎）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第８０号
北海道小樽市オタモイ１丁目22番10号
債務者　古屋　　修
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第８５号
北海道小樽市長橋２丁目23番10号
債務者　中村　朋子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１４号
岩手県釜石市松原町２丁目９―19　松原荘１―６、住民票上の住所岩手県釜石市松原町２丁目９番19号
債務者　四戸　　守
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第５３４号
宮城県岩沼市松ケ丘３丁目８番地の１　県営住宅622号
債務者　渡邉　真弓
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
秋田市御野場新町１丁目10番13号　ニュータウン御野場９―101号
債務者　村上　広幸
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４７号
秋田市楢山石塚町21番26号、前住所秋田市仁井田二ツ屋２丁目３番54号　本田貸家６号
債務者　佐々木　浩
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５４号
秋田市浜田字家後184番地　市営住宅５―102号
債務者　進藤　寿章
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６５号
秋田市仁井田二ツ屋１丁目８番43号　レジデンス秋南201
債務者　進藤　　進
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８号
茨城県神栖市須田2903番地
債務者　渡邉　広子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第６５１号
千葉市稲毛区山王町159番地３　グリーンピア山王101号
債務者　中村　香織
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６７０号
千葉県船橋市前貝塚町1005番地４　コーポラス金子Ｃ―101号
債務者　中杉　道代
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６８５号
千葉市緑区誉田町１丁目779番地11　パークハウスイマイＦ―301号
債務者　平原　修一
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係